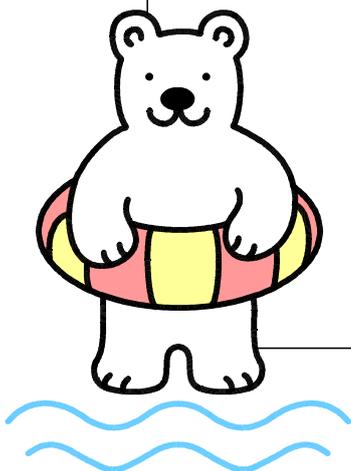


訪問看護ステーションは、医療保険と介護保険の両方で利用者へ訪問看護サービスを提供します。

医療保険においては「重度者対応」「ターミナルケア」「24時間対応」「研修・教育機能」「相談機能」等の一定以上の要件を満たした場合、機能の高い訪問看護ステーションとして評価されます。

機能強化型の評価は1～3まであり、東部は1、西部は2を受けています。

機能強化型1 評価要件	訪問看護ステーション東部
1. 常勤看護職員 7人以上	12人
2. 24時間対応体制加算の届出	届出あり
3. 次のいずれかを満たすこと ①ターミナルケア20件以上 ②ターミナルケア15件以上、かつ、15歳未満の超・準超重症児及び15歳未満の〈別表8〉の利用者が常時4人以上 ③15歳未満の超・準超重症児及び15歳未満の〈別表8〉の利用者が常時6人以上	③に該当
4. 同一敷地内に、居宅介護支援事業所の設置	ケアプランセンターを設置 医療的な管理が必要な利用者 に介護(予防)サービス計画を作成
5. 休日、祝日等も含め計画的な指定訪問看護	あり
6. 地域住民等に対する情報提供や相談人材育成のための研修の実施等 地域への活動	○在宅医療の推進に資する研修 ・地域包括ケア推進のための市民向け講演会 ・医療と介護の連携のための研修会 ・訪問看護師養成講座 ○医療機関、介護サービス事業所、障がい者相談支援センター、公民館等出前講座 ○看護学生の実習、介護支援専門員実務研修者の実習、福岡県訪問看護連携強化事業研修及び実習生受け入れ



西部は、機能強化型の評価2を受けています。

機能強化型2 評価要件	訪問看護ステーション西部
1. 常勤看護職員 5人以上	16人
2. 24時間対応体制加算の届出	届出あり
3. 次のいずれかを満たすこと ①ターミナルケア15件以上 ②ターミナルケア10件以上、かつ、 15歳未満の超・準超重症児及び 15歳未満の〈別表8〉の利用者 が常時3人以上 ③15歳未満の超・準超重症児及び 15歳未満の〈別表8〉の利用者 が常時5人以上	③に該当
4. 同一敷地内に、居宅介護支援事業所の設置	ケアプランセンターを設置 医療的な管理が必要な利用者に 介護(予防)サービス計画を作成
5. 休日、祝日等も含め計画的な指定訪問看護	あり
6. 地域住民等に対する情報提供や相談人材育成のための研修の実施等地域への活動	○在宅医療の推進に資する研修 ・地域包括ケア推進のための市民向け講演会 ・医療と介護の連携のための研修会 ・訪問看護師養成講座 ○医療機関、介護サービス事業所、障がい者相談支援センター、公民館等出前講座 ○看護学生の実習、介護支援専門員実務研修者の実習、福岡県訪問看護連携強化事業研修及び実習生受け入れ



〈 特掲診療科の施設基準等 別表8 〉

1. 在宅悪性腫瘍患者指導若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者
又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
2. 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅
中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導
管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理、
又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者
3. 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
4. 真皮を超える褥瘡の状態にある者
5. 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者